

～ご利用の手引き～

長崎県高齢者虐待対応専門職チームをご利用される

市町村及び地域包括支援センターの皆さまへ

第1 長崎県高齢者虐待対応専門職チームの実施主体，目的，契約について

1 実施主体

長崎県高齢者虐待対応専門職チームは，長崎県弁護士会と一般社団法人長崎県社会福祉士会とが，共同で行っている事業です。

2 目的

高齢者に対する虐待は，今日，深刻な状況にあります。高齢者の尊厳の保持のため，虐待を防止することは，市町村にとって重要な課題となっています。高齢者虐待防止法も，市町村や地域包括支援センターに対し，虐待防止のためのさまざまな業務を求めています。

しかし，法的知識の不足や，高齢者福祉についての知識・経験の不足により，虐待への対応が不十分となり，取り返しのつかない事態となってしまうことも少なくありません。

そこで，福祉に携わる弁護士と社会福祉士とが連携協力体制を構築し，皆さまに専門的知識やノウハウを提供することにより，高齢者虐待防止についての施策に協力することが，当チームの目的です。

3 契約

当チームのご利用を希望される場合は，あらかじめ，「高齢者虐待対応事務に関する委託契約書」による契約が必要です。

実際に，当チームによる支援を要請される場合には，個別の委託ごとに，次の費用が発生します。

- ① 電話相談，当チーム担当者の事務所への来所相談

1時間あたり1万8000円（消費税込み）

② 出張相談，ケース会議等への出席

半日で3万円（消費税込み）。この他に旅費が発生します。

第2 具体的業務の実施と業務受付窓口について

- 1 当チームは，長崎県弁護士会及び長崎県社会福祉士会の高齢者虐待問題に詳しい会員によって構成されています。

個別案件ごとに，当チームの中から，2名（弁護士1名，社会福祉士1名）を選任して担当者とします。この2名の担当者が，皆さまの業務の支援を行います。

- 2 当チームが行う具体的な支援の内容は，次のとおりです。

① 個別案件に関するご相談への対応と助言。

② 個別案件についてのケース会議や事例検討会への担当者の出席及び助言。

なお，高齢者虐待が必ずしも発生しているわけではないが，その可能性のある事案や，現時点では必ずしも虐待の可能性があるというわけではないが，将来，その可能性があり，虐待を未然に防止する必要がある事案でもかまいません。

- 3 当チームの業務受付窓口は，次のとおりです。

【受付時間】 平日（土日祝日を除く）午後12時～午後4時

【場所】 〒852-8104 長崎市茂里町3番24号

長崎県総合福祉センター県棟5階

一般社団法人 長崎県社会福祉士会

電話・FAX 095-848-6012

第3 支援要請のお申し込み方法とその後の流れ

- 1 具体的事案について，当チームの支援を要請される場合は，上記受付窓口にご連絡ください。所定の「長崎県高齢者虐待対応専門職チーム支援要請申込書」にご記入の上，上記受付窓口へFAXしてください。

- 2 お申し込みいただいた後、当チームは、当該案件に対応する担当者2名（弁護士1名、社会福祉士1名）を選任し、皆さまに、担当者の連絡先をお知らせします。その後は、担当者が、直接、皆さまへの支援にあたります。
- 3 担当者は、皆さまのご要望に基づき、①電話相談、②担当者の事務所での来所相談、③皆さまのもとへの出張相談、④ケース会議への出席などの支援活動を行います。
- 4 交通費等の実費は、直接、担当者にご支給願います。
- 5 担当者が、迅速に情報を得られるよう、当該案件に関する資料等は、お手数ですが、できるだけ2名の担当者それぞれに直接送付・送信願います。

第4 守秘義務及び個人情報の保護

- 1 当チームは、業務上知り得た秘密は、善良なる管理者の注意をもってこれを管理します。皆さまの許可なく、これを他に漏らすことはいたしません。
- 2 当チームは、別途定める「高齢者虐待防止対応事務に関する個人情報取扱要領」にしたがって、適正に個人情報の取扱いをいたします。

第5 支援の終了について

当該個別案件が解決し、または、将来的な問題発生のおそれが小さくなったと思われるときは、適切な時期に、双方の協議によって、当該個別案件に関する支援を終了します。

第6 ご不明な点について

当チームのご利用に際しては、「高齢者虐待対応事務に関する委託契約書」及び当チームの内部規定である「高齢者虐待対応事務に関する実施要領」、「高齢者虐待対応事務に関する個人情報取扱要領」をご参照ください。

なお、ご不明な点がございましたら、お気軽に、前記第2の3に記載した受付窓口にご相談ください。

以 上